

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名：大林道路株式会社

業者の住所：東京都千代田区神田猿樂町２－８－８

2 指名停止措置期間：令和７年３月５日から令和７年４月４日まで（１か月）

3 指名停止措置の範囲

中国四国防衛局管轄区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）

4 事実概要

大林道路株式会社は、建設業法第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第２８条第１項本文に該当すると認められるとして、令和６年１２月２０日、国土交通省関東地方整備局長から監督処分（指示）を受けた。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当するため。

指停止措置要領 付表第２

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内